

主体会病院 適切な意思決定支援に関する指針

I. 基本方針

主体会病院では、すべての患者が、その人にとって最善の医療・ケアを受けられるよう、多職種から構成された医療・ケアチームで、患者とその家族に対し、適切な説明と話し合いを行い、患者さまご本人（以下、患者本人とする）の意思決定を基本とした、医療・ケアを提供するよう努めます。

II. 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

1. 医師・ケアチームは、患者に適切な情報提供と説明を行い、患者本人による決定を基本とした上で、人生最終段階における医療・ケアを進めることを最も重要な原則とします。
2. 患者本人の意思は変化するものであることを踏まえ、将来の変化に備え、将来の医療およびケアについて、患者本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を行います。
3. 患者本人が、自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから話し合いに先立ち、家族等の信頼できる者を自らの意思を推定できる者として前もって定めておくことを推奨します。
4. 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、変更、中止等は、医療・ケアチームによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
5. 医療・ケアチームは、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。
6. 生命の短縮させる意図をもつ積極的な安楽死は対象とはしません。

III. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の手続き

1) 本人の意思が確認できる場合

1. 方針の決定は、患者本人の状況に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要です。そのうえで、患者本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行います。
2. 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて患者本人の意思は変化するものであるため、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明を行い、患者本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるように支援します。その際、患者本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があるため、その時の対応についても予め家族等も含めて話し合いを行ってください。
3. このプロセスにおいて話し合った内容はその都度、診療録に記録を残します。

2) 本人の意思の確認ができない場合

次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重に判断します。

1. 家族等が患者本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
2. 家族等が患者本人の意思を推定できない場合には、患者本人にとって何が最善であるのかについ

て、家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い、患者本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行います。

3. 家族等がいない場合、または家族等がその判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者本人にとって最善の診療方針をとることを基本とします。

4. このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録に記録を残します。

3) 複数名のチームからなる話し合いの場の設置が必要な場合

方針の決定に際し、家族間での意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームの決定が困難な場合には、患者本人または家族等の同意を得て、院内意思決定支援チームを交え、方針等について検討します。

1. 医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合。

2. 患者本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合。

3. 家族等の中で意見がまとまらない場合など、医療・ケアの方針が決定できない場合。

IV. 認知症等で自らが意思決定することが困難な患者の意思決定支援

障害者や認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省が作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を参考に、できる限り患者本人の意思を尊重し反映した意思決定を、家族および関係者、医療・ケアチームやソーシャルワーカー等が関与して支援します。

V. 身寄りがない患者の意思決定支援

身寄りがない患者における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力や費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政等の関わり等を利用して、患者本人の意思決定を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その決定を支援します。

医療法人社団主体会 主体会病院 院長